

関原発第158号
2020年6月26日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり高浜発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和49年 1月 5日付 48原第10805号をもって認可を受け、
昭和49年 8月20日付 49原第 6869号、
昭和50年10月31日付 50原第 9180号、
昭和51年 9月27日付 51安(原規)第 96号、
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第129号、
昭和54年 6月15日付 54資庁第 7054号、
昭和54年 9月10日付 54資庁第11646号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、
昭和56年 6月19日付 56資庁第 8317号、
昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年 2月21日付 60資庁第 979号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16336号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3502号、
平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、
平成 6年 4月27日付 6資庁第 4697号、
平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、
平成 7年10月 6日付 7資庁第11058号、
昭和49年10月30日付 49原第 9439号、
昭和50年11月26日付 50原第 9544号、
昭和52年 3月29日付 52安(原規)第 99号、
昭和53年11月13日付 53安(原規)第231号、
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、
昭和54年10月31日付 54資庁第13177号、
昭和55年10月 8日付 55資庁第11342号、
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、
昭和60年 1月16日付 59資庁第17852号、
昭和61年 6月26日付 61資庁第 8871号、
昭和63年 7月14日付 63資庁第 7655号、
平成元年 7月27日付 元資庁第 8414号、
平成 4年 5月21日付 4資庁第 6154号、
平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
平成 5年10月27日付 5資庁第11639号、
平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、
平成 7年 4月13日付 7資庁第 2127号、
平成 8年 1月17日付 7資庁第14350号、

平成 8年 8月15日付 8資庁第 8446号、
平成 9年 9月11日付 平成09・07・31第15号、
平成10年 6月25日付 平成10・06・22第14号、
平成11年 9月 7日付 平成11・08・16第 2号、
平成12年 6月26日付 平成12・06・12第10号、
平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第18号、
平成13年11月 5日付 平成13・09・28原第41号、
平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第11号、
平成15年 5月15日付 平成15・04・22原第 6号、
平成15年 9月18日付 平成15・08・28原第 9号、
平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第11号、
平成17年 1月24日付 平成16・12・09原第 5号、
平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第22号、
平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 3号、
平成18年11月28日付 平成18・11・02原第 2号、
平成19年 4月11日付 平成19・03・23原第 4号、
平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第136号、
平成19年12月13日付 平成19・11・30原第23号、
平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第13号、
平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 2号、
平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第13号、
平成22年 5月31日付 平成22・05・18原第12号、
平成22年10月 7日付 平成22・09・03原第 2号、
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 2号、
平成25年 3月25日付 原管収第121221002号、
平成26年11月12日付 原規規発第1411121号、
平成27年 6月12日付 原規規発第1506128号、
平成27年10月 9日付 原規規発第1510092号、
平成27年11月18日付 原規規発第1511183号、
平成28年 6月20日付 原規規発第1606204号、
平成29年 6月26日付 原規規発第1706265号、
平成30年 3月19日付 原規規発第1803193号、
平成30年 6月26日付 原規規発第1806265号、
平成31年 1月31日付 原規規発第1901311号、
令和元年 7月 1日付 原規規発第1907017号、
令和 2年 1月16日付 原規規発第2001168号、
令和 2年 5月26日付 原規規発第2005262号及び

平成 9年 1月31日付 8資庁第12744号、
平成 9年11月28日付 平成09・11・10第16号、
平成10年12月17日付 平成10・12・01第17号、
平成12年 3月 8日付 平成12・01・31第 1号、
平成13年 1月 5日付 平成12・08・03第 5号、
平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第12号、
平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第11号、
平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 7号、
平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第18号、
平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第38号、
平成16年11月17日付 平成16・09・24原第25号、
平成17年 4月11日付 平成17・03・17原第 8号、
平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第15号、
平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第11号、
平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第16号、
平成19年 5月25日付 平成19・05・08原第26号、
平成19年12月13日付 平成19・09・28原第32号、
平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第10号、
平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第18号、
平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第23号、
平成22年 2月19日付 平成22・02・15原第 5号、
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 2号、
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第34号、
平成24年 9月 6日付 20120815原第21号、
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406096号、
平成27年 4月 8日付 原規規発第1504085号、
平成27年 9月18日付 原規規発第1509184号、
平成27年11月18日付 原規規発第1511182号、
平成28年 3月24日付 原規規発第16032414号、
平成29年 2月 8日付 原規規発第1702087号、
平成29年 8月15日付 原規規発第1708154号、
平成30年 5月11日付 原規規発第1805112号、
平成30年12月17日付 原規規発第1812176号、
令和元年 6月21日付 原規規発第19062110号、
令和元年 9月24日付 原規規発第1909247号、
令和 2年 3月30日付 原規規発第20033018号、
令和 2年 6月19日付 原規規発第2006192号

で変更認可を受けた高浜発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

2. 変更の理由

- (1) 1号炉及び2号炉の旧燃料取替用水タンク解体並びに1, 2号炉の給水所移設に伴う管理区域図の一部変更

1号炉及び2号炉の旧燃料取替用水タンク解体並びに1, 2号炉の給水所移設に伴い、管理区域の一部区域変更を行うため、保安規定添付4に記載の管理区域図の一部変更を行う。

3. 施行期日


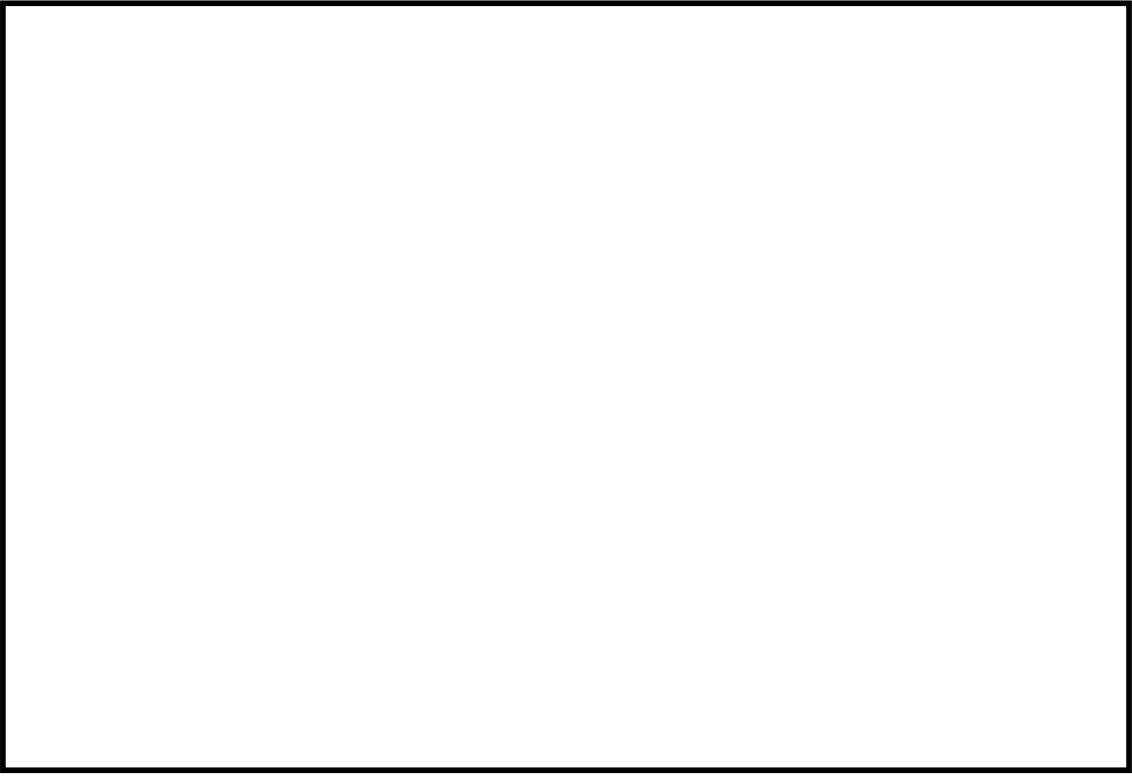
この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。

以 上

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表


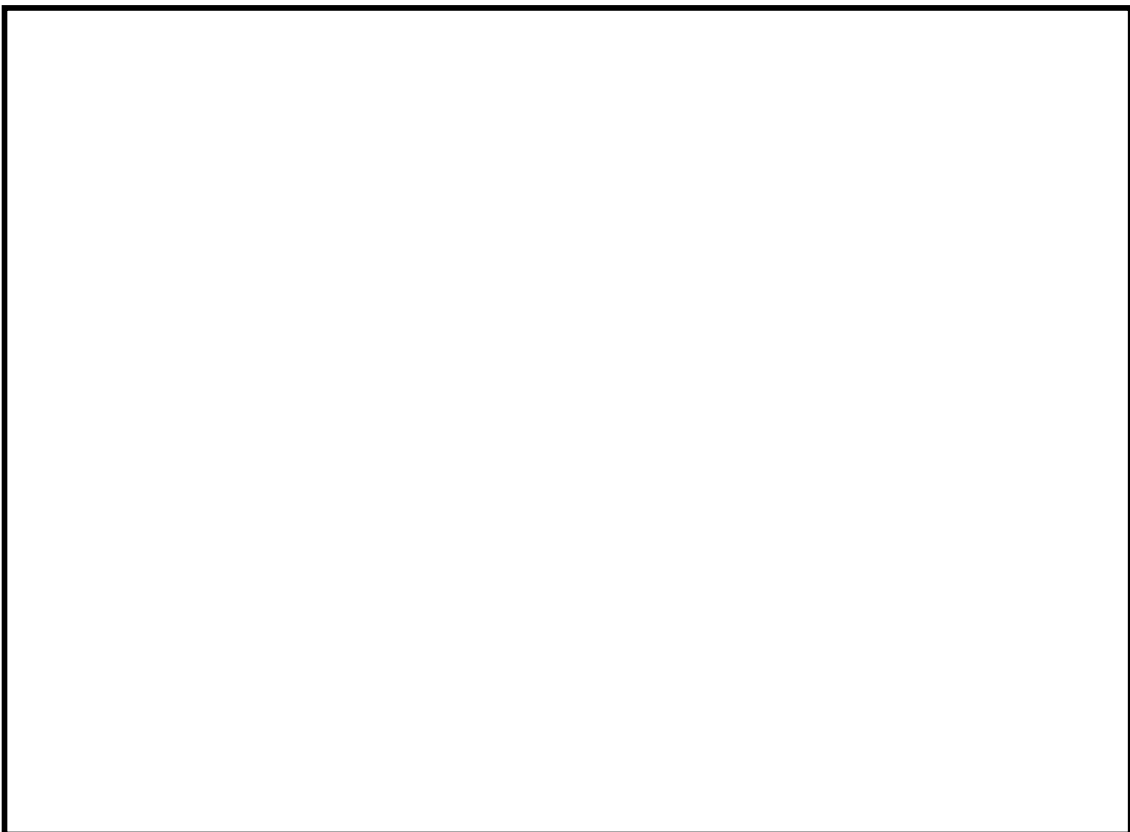
高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	変 更 後	理 由
	<p>附 則（ 年 月 日 平成26原安管通達第3号一 ） （施行期日） 第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変更前</p>	<p>添付4 管理区域図（第105条の2および第106条関連）</p> 
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">変更後</p>	<p>添付4 管理区域図（第105条の2および第106条関連）</p> 
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">理由</p>	<p>・ 1号炉及び2号炉の旧燃料取替用水タンク解体に伴う管理区域図の一部変更</p>

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）


変 更 前	
変 更 後	
理 由	・ 1, 2号炉の給水所移設に伴う管理区域図の一部変更

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	
変 更 後	
理 由	・ 1, 2号炉の給水所移設に伴う管理区域図の一部変更

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<p>変 更 前</p>	
<p>変 更 後</p>	<p>削除</p>
<p>理 由</p>	<p>・ 1号炉及び2号炉の旧燃料取替用水タンク解体に伴う管理区域図の一部変更</p>

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付資料

1. 1号炉及び2号炉の旧燃料取替用水タンク解体並びに1, 2号炉の給水所移設に伴う管理区域図の一部変更について

1号炉及び2号炉の旧燃料取替用水タンク解体並びに1, 2号炉の給水所移設に伴う
管理区域図の一部変更について

1号炉及び2号炉の旧燃料取替用水タンク解体並びに1, 2号炉の給水所移設に伴い、管
理区域の一部区域変更を行うため、以下の保安規定条文の変更を行う。

- ・添付4 管理区域図（第105条の2および第106条関連）

以 上